

報告第100号

平成16年6月10日承認

産業労働部会農業基盤整備分科会の事務事業調整方針について

産業労働部会農業基盤整備分科会の事務事業調整方針について別冊のとおり
本協議会に報告し、その承認を求める。

平成16年6月10日提出

津地区合併協議会

会長 近藤 康雄

報告第100号

協 議 会 報 告 項 目

産 業 労 働 部 会

農業基盤整備分科会 9-8

津 地 区 合 併 協 議 会

項 目 一 覧 表

通 番	項 目 名	幹 事 会 提 案 日			幹 事 会 確 認 日	備 考
		1回	2回	3回		
9 - 8 - 1	農林業関係国県補助事業	8/20			8/29	協議会協議項目 (10/9確認)
9 - 8 - 2	農林業関係市町村単独事業	8/20			8/29	協議会協議項目 (10/9確認)
9 - 8 - 3	農業集落排水事業	12/13			1/8	協議会協議項目 (5/13確認)
9 - 8 - 4	土地改良事業団体協議会補助金	12/13			1/8	
9 - 8 - 5	土地改良区補助金	12/13			1/8	
9 - 8 - 6	県土地改良団体連合会負担金	8/20			8/29	
9 - 8 - 7	県営中山間ふるさと水と土ふれあい事業	8/20			8/29	
9 - 8 - 8	中勢用水事業	8/20			8/29	
9 - 8 - 9	広域農道(グリーンロード)借入金償還助成	8/20			8/29	
9 - 8 - 10	治山事業	8/20			8/29	
9 - 8 - 11	中勢広域営農団地整備事業推進協議会(グリーン分)	8/20			8/29	
9 - 8 - 12	広域営農団地農道整備事業(中勢三期)	8/20			8/29	
9 - 8 - 13	県農道管理協議会負担金	8/20			8/29	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
1 農林業関係国県補助事業 (受益者分担割合) ※協議会協議項目						
県営土地改良事業 県営林道事業 (事業主体:三重県)	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の80/100以内
団体営土地改良事業 補助営林道事業 (事業主体:市町村又は土地改良区、森林組合)	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の20/100~22/100以内
県単土地改良事業 県単林道事業 (事業主体:市町村又は土地改良区、森林組合)	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金及び市費10%を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の20/100~35/100以内
災害復旧事業	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金及び市費20%(農地30%)を控除した額	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の100/100以内	事業費の35/100以内

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	1.新たに制度を制定する。(合併と同時に)
-------	-----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の6.5/100	<p>・現在の市町村負担割合及び地元負担割合について各市町村間に差異が見られることから、新市移行後の新規事業については、地元負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。</p> <p>・新市移行前からの継続事業について、該当事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。</p>
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の2/3以内	事業費の6.5/100	
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の6.5/100 (林道関係) 事業費の8/100 作業道は12/100	
—	事業費から国県補助金を控除した額の20/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の60/100以内	【農業関係】事業費の補助限度額を超過する事業費に係る分担金を当該事業費の10/100以内 (農地) 2/100 (施設) 1/100 【林道関係】事業費の1/100	
—	事業費から国県補助金を控除した額の40/100以内	事業費から国県補助金を控除した額の50/100以内	事業費の6.5/100	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	産業労働部会
関係項目						分科会	農業基盤整備分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
2 農林業関係市町村 単独事業 (受益者分担割合) ※協議会協議項目							
土地改良事業	事業費の20/100 ・(単独整備事業) 国・県補助の対象とならない小規模な整備を行う。 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上150万円以下の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の50/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね8万円以上50万円未満の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の0~75/100以内 [事業により負担金をわけている。] ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の60/100以内 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね10万円以上の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の50/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業で、総事業費が一件あたり概ね5万円以上150万円以下の事業に対する補助金の交付を行う。	事業費の20/100~55/100以内 [事業により負担金をわけている。] ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業に対する補助金の交付を行う。	
災害復旧事業	(農地) 事業費の30/100 (施設) 事業費の20/100	(農地) 事業費の50/100 (施設) 事業費の35/100	(農地) 事業費の50/100 (施設) 事業費の50/100	-	-	-	
施設維持管理事業	市 100% ・補修用原材料支給 ・排水機場管理委託等		町 100% ・排水機場管理委託等	町 100% ・補修用原材料支給 ・樋門管理委託等	村 100% ・補修用原材料支給	町 100% ・補修用原材料支給 ・排水機場管理委託等	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	2.新たに制度を制定する。(合併と同時に)			
構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	事業費の20/100～40/100 ・(単独整備事業) 津市に同じ ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 に対する補助金の交付を行う。 (10万円以上)	事業費の20/100、70/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 で、総事業費が一件あたり概ね 3万円以上100万円以下の事業 に対する補助金の交付を行う。	事業費の6.5/100 ・(単独整備事業) 同左 ・(補助金交付事業) 地元自治会等が施工する事業 に対する補助金の交付を行う。 上限100万円以内 (村補助割合は70/100、75/ 100)	・現時点の市町村負担割合及び受益者負担割合について各市町村間に差異が見られることから、新市移行後の新規事業については、受益者負担割合等、合併と同時に新たな制度で統一する方向で調整する。 ・新市移行前からの継続事業について、該当事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。
—	事業費(400,000円未満)の 15/100	—	(林業関係) 事業費の7.5%以内 林地崩壊防止事業	
町 100% ・補修用原材料支給 ・樋門、頭首工管理委託等	町 100% ・補修用原材料支給	町 100% ・補修用原材料支給	村 100% ・補修用原材料支給 ・幹線林道の草刈	

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区分	構成市町の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
3 農業集落排水事業						
※協議会協議項目						
事業負担金	<p>【対象】 大里山室町、大里野田町、大里小野田町、大里睦合町東睦合地域</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 大里 1190人 41.3ha H14.10</p> <p>【負担割合】 国50%県15%地元35%</p> <p>管路のみ 津市23%地元12%</p>	-	<p>【対象】 南黒田、三行、久知野、赤部、北黒田</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 南黒田 550人 13.0ha H6.8 三行 580人 11.0ha H6.8 久知野 310人 8.1ha H7.6 赤部 140人 3.9ha H8.4 北黒田 690人 25.5ha H8.4</p> <p>【負担割合】 国50%県15%地元17.5%町17.5%</p> <p>非補助分 地元50%町50%</p>	<p>【対象】 北神山、萩野、岡本、小野平、多門、林町、林殿町、中縄、林川原、楠原、の各集落</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 北神山 510人 16.0ha H4年度 林川原 290人 11.0ha H7年度 萩野 490人 14.8ha H8年度 林 940人 31.6ha H9年度 楠原 660人 12.9ha H9年度 岡本 290人 9.5ha H11年度 小野平 420人 7.6ha H12年度 多門 250人 6.1ha H12年度</p> <p>【負担割合】 国50%県15%町23.3%地元11.7%</p> <p>非補助分 町66.7% 地元33.3%</p>	<p>【対象】 穴倉、北長野、細野(東山以外)、家所(出屋以外)、高座原(出屋以外)</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 穴倉 440人 19.5ha H10年度 北長野 400人 10.0ha H11年度 家所 1020人 28.6ha H14年度 高座原 150人 7.4ha H18年度</p> <p>【負担割合】 国50%県15%村25%地元10%(辺地) 国50%県15%村27%地元8%</p>	<p>【対象】 草生・野口・戸島・大塚・粟加</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 太田 280人 12.9ha H8.5 中川 710人 33.3ha H11.1 村主 1080人 32.1ha H10.4 村主南部 860人 23.7ha H13.7 草生 1020人 36.7ha H15.5 明合西部 1690人 40.4ha H16.5予定</p> <p>【負担割合】 処理場 国50%県15%地元10%町25% 管路 県15%地元10%町75%</p>
使用料	<p>【集落排水施設使用料】 基本料金+人数割 2,000円 500円/人</p> <p>[担当課] 農林水産課</p>	-	<p>【集落排水施設使用料】 基本料金+人数割 2,000円 300円/人</p> <p>[担当課] 上下水道課</p>	<p>【集落排水施設使用料】 平等割4/10+人口割6/10 8施設平均使用料 平等割 1,352円 人口割 537円</p> <p>[担当課] 水道課</p>	<p>【集落排水施設使用料】 基本料金+人数割 2,000円 300円/人</p> <p>[担当課] 水道課</p>	<p>【集落排水施設使用料】 基本料金+人数割 2,000円 300円/人</p> <p>[担当課] 環境下水道課</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	3.新たに制度を制定する。(合併と同時)
-------	----------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
	<p>【対象】 石橋地区</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 石橋 320人 5.7ha H9.6</p> <p>【負担割合】 処理場 国50%県15%町35% 管路 国50%県15%地元10%町25%</p>		<p>【対象】 上太郎生地区 六田地区(簡易排水)</p> <p>【事業概要】 計画人口 計画区域 供用 上太郎生370人 17ha H15.4 六田 66人 2ha H10.10</p> <p>【負担割合】 国50%県15% 地元 定額157,500円 村 不足分</p>	<p>・建設に係る市町村負担割合及び受益者負担割合については、各市町村間に差異が見られる事業メニューであるが、現時点では、各市町村における新規事業の予定がないことから、新市移行前からの継続事業(新規受益者含む)について、該当事業が終了するまでの間は新市移行後も現行の負担割合等を適用する方向で調整する。 なお、新市における新規事業の市町村負担割合及び受益者負担割合については、新市において調整する。</p>
	<p>【集落排水施設使用料】 基本料金＋従量制 基本料金10㎡まで1,200円 11～30㎡まで 1㎡当り130円 31～50㎡まで 1㎡当り150円 51～100㎡まで 1㎡当り170円 101㎡以上 1㎡当り190円</p> <p>[担当課] 下水道課</p>		<p>【集落排水施設使用料】 基本料金＋人数割 2,000円 300円/人 (簡易排水施設使用料) 基本料金＋人数割 2,000円 300円/人</p> <p>[担当課] 環境課</p>	<p>・使用料については、河芸町、安濃町等の例により、新市移行と同時に基本料金2,000円、人数割300円に一元化する方向で調整する。 ただし、新市における農業集落排水事業が適切に運営できるよう、新市移行後3年程度を目途に料金改定等についての検討を行うものとする。</p>

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目						専門部会	産業労働部会
関係項目						分科会	農業基盤整備分科会
区分	構成市町村の現況						
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町	
4 土地改良事業団体等運営補助金等	<p>【対象】 津土地改良事業団体協議会</p> <p>【事業概要】 土地改良区等の設立、運営や維持管理に関する指導援助を行う当該協議会の活動を支援、助成する。</p> <p>補助額 3,000,000円</p>	<p>【対象】 久居市土地改良事業団体協議会</p> <p>【事業概要】 ・会員又は将来会員になろうとするものは、土地改区等の設立及び運営に関する指導援助。 ・土地改良事業に関する技術的援助及び情報の提供調査及び研究。</p> <p>補助額 0円</p>	-	-	-	-	
5 土地改良区等人件費補助等	-	-	-	-	<p>【対象】 美里中南部土地改良区 美里北部土地改良区 美里家所東部土地改良区(H16解散予定)</p> <p>【事業概要】 土地改良区事務所の事務局の運営に対し、支援、助成を行っている。</p> <p>補助額 2,500,000円</p>	<p>【対象】 安濃町土地改良協議会</p> <p>【事業概要】 土地改良区、土地改良組合、農業集落排水事業地区の設立、維持管理に関する指導援助及び各団体の会計等の事務局を運営している。</p> <p>運営費は、各団体の経常賦課金及び町の補助金でまかなっている。</p> <p>補助額 2,500,000円</p>	
6 県土地改良団体連合会負担金	<p>【負担割合】 一般賦課金： 60,000円 特別賦課金：1,196,000円</p>	<p>【負担割合】 一般賦課金： 60,000円 特別賦課金：284,000円</p>	<p>【負担割合】 一般賦課金： 45,000円 特別賦課金：210,000円</p>	<p>【負担割合】 一般賦課金： 15,000円 特別賦課金： 380,000円</p>	<p>【負担割合】 一般賦課金： 15,000円 特別賦課金： 379,001円</p>	<p>【負担割合】 一般賦課金： 60,000円 特別賦課金： 15,000円</p>	

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	4.新市に移行後も、当分の間は現行どおりとし、随時調整する。(合併後、3年以内程度) 5.新市に移行後も、当分の間は現行どおりとし、随時調整する。(合併後、3年以内程度) 6.新たに加入する。			
構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
ー	【対象】 一志町土地改良区協議会 【事業概要】 土地改良区等の設立、運営や維持管理に関する指導援助を行う当該協議会の活動を支援、助成する。 補助額 1,000,000円	ー	ー	・土地改良事業団体協議会の組織については、新市移行時は現行のままとするが、新市移行後3年以内程度を目処に、新市土地改良事業団体協議会の設立に向け取り組んでいく。 ・補助金について、津市、久居市、一志町の各土地改良団体協議会は新市移行と同時に、19年度までの3年間は新たな制度で統一した基準により支援を行う方向で調整する。 なお、19年度以降の補助については、新市土地改良団体協議会の設立と合わせ、見直しを行う。
ー	ー	【対象】 連合土地改良区 【事業概要】 白山地区 白山西部地区 南家城地区 連合土地改良区事務所の運営費の助成をする。 補助額 3,171,000円	ー	・美里村、安濃町、白山町の各土地改良区等への人件費に係る補助金等については、新市移行後3年で廃止する方向で調整する。
【負担割合】 一般賦課金： 10,000円 特別賦課金； 3,000円	【負担割合】 一般賦課金： 51,000円 特別賦課金； 113,000円	【負担割合】 一般賦課金： 56,000円 特別賦課金； 285,000円	【負担割合】 一般賦課金： 40,000円 特別賦課金； 967,000円	賦課金については、県土地改良連合会と調整していく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
7 県営中山間ふるさと水と土ふれあい事業	—	—	—	—	—	—
8 中勢用水事業	<p>三重県中勢部の津市を中心とする伊勢平野は、水田地帯として昔から繁栄してきたが、主要河川である安濃川や志登茂川は、流域が狭く、老朽化した井堰からの反復取水や、約100箇所及び溜池、そして天水等を水源にしてきたため、恒久的な水不足が農業経営を不安定なものにしてきた。本事業はこれらの不安を解消するため安濃川の上流、芸濃町河内地区に有効貯水量約10,000千m³のダムを建設し水源を確保すると共に安濃川掛りの地域は22箇所の井堰を4箇所の頭首工に整理統合し、また、新規利水地域には用水路9.7kmの新設により計画的、効率的な配水を図るものである。</p> <p>(経常経費) 安濃ダム県管理負担、土地改良区経常経費負担、管理体制整備事業(事業経費) 県営調整池(安部、七郷、横山池、奥池、中池、一色池)事業費 ※市としては事業に対して地元調整を行う。</p> <p>【負担割合】 受益面積割合により負担</p> <p>H13 342,013,167円</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>津市に同じ</p> <p style="text-align: right;">H13 154,396,038円</p>	<p>同左</p> <p style="text-align: right;">H13 218,270,039円</p>	<p style="text-align: center;">—</p>	<p>津市に同じ</p> <p style="text-align: right;">H13 206,245,039円</p>

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	7. 現行のまま新市へ引き継ぐ。 8. 現行のまま新市へ引き継ぐ。
-------	--------------------------------------

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
			美杉村 三多気地内 事業年度 平成14年度～16年度 ・土地改良施設周辺環境整備 親水水路 蛍水路 修景農園 自然保護池 散策道 ・附帯施設 便所 休憩施設 パーゴラ、水のみ場他 イベント委託事業 【負担割合】 国55%、県30%、村15%	・市町村負担割合について各市町村間に差異はなく、受益者負担もない事業であることから、現行制度のまま新市に引き継ぐ方向で調整する。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区分	構 成 市 町 村 の 現 況					
	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	安 濃 町
9 広域農道(グリーンロード)借入金償還助成	—	—	—	—	【広域農道(グリーンロード)借入金償還助成】 平成21年度まで 5,700,000円/年	【広域農道(グリーンロード)及び県営一般農道借入金償還助成】 グリーン10,180,000円 18年度まで 県営一般1,634,000円 17年度まで
10 治山事業	山腹崩壊地、はげ山、侵食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止、軽減を図るための事業である。 工法には、崩壊地の山脚の固定と溪流を安全に維持するための治山ダム工、崩壊斜面を安定させるための土留工、水路工、森林造成のための植栽工などがある。 継続中事業 復旧治山事業(国庫治山) 片田志袋町宇奥出 平成10年度～平成15年度 ※当事業は、県が事業主体であり、市としては地元における事業調整を行う。	同左 実績 平成13年度 県単自然災害防止事業 ※当事業は、県が事業主体であり、市としては地元における事業調整を行う。	同左	同左 中勢地区2市3町の農家6000戸の重要な水源となっている安濃ダムという保全対象物があることから山地で発生した荒廃地を出来るだけ発生源で抑止し、不安定土砂の流下を未然に防止しなければならない。これらの事から平成7年度から防災治山施設等の工事が施行されている。平成13年度実施については4基の谷止工を施行した。平成14年度においては6基の谷止工の施行を予定している。当事業は、県が事業主体であり、町としては地元における事業調整を行う。	同左	同左
11 中勢広域営農団地整備事業推進協議会(グリーン分)	—	—	—	—	—	—

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	9.現行のまま新市へ引き継ぐ。 10.現行のまま新市へ引き継ぐ。 11.現行のまま新市へ引き継ぐ。
-------	---

構成市町村の現況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	—	—	—	
—	同左 実績 平成12年度 小規模治山事業(大仰地区) 平成13年度 小規模治山事業(小山地区) 平成14年度 小規模治山事業(井関地区) ※当事業は、県が事業主体であり、町としては地元における事業調整を行う。	同左 実績 平成13年度 自然災害防止事業三ヶ野地区内	同左 実績 平成13年度 国庫治山事業 7件 県単治山事業 8件	
—	【目的】 中勢地区の農業を広域的、集団的に組織化して、高生産性農業の展開を図る事業について、その早期実現と推進を図る。 【構成市町村】 一志町、白山町、嬉野町、美杉村、三雲町 【事業概要】 目的を達成する為に中勢広域営農団地整備計画を推進。 負担金 定額 100,000円	同左	同左	原則的に現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整するが、他地域との合併を目指している嬉野町、三雲町も加入していることから新市移行までの間、協議会の存続も含め調整を行っていく。

津地区合併協議会 調整内容表

協議項目		専門部会	産業労働部会
関係項目		分科会	農業基盤整備分科会

区分	構成市町村の現況					
	津市	久居市	河芸町	芸濃町	美里村	安濃町
12 広域営農団地農道整備事業(中勢三期)	-	-	-	-	-	-
13 県農道管理協議会負担金	平等割 10,000円 耕地面積割 20,000円 農道延長割 25,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 15,000円 農道延長割 5,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 10,000円 農道延長割 10,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 10,000円 農道延長割 15,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 5,000円 農道延長割 20,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 15,000円 農道延長割 10,000円

津地区合併協議会 調整内容表

調整の内容	12.現行のまま新市へ引き継ぐ。 13.現行のまま新市へ引き継ぐ。
-------	--------------------------------------

構 成 市 町 村 の 現 況				調整の具体的内容
香良洲町	一志町	白山町	美杉村	
—	県道久居美杉線(白山)～三雲 約12km区間の整備 負担率 事業費の均等割 6% 延長割 5.4% 事業費割 11.2% 【負担割合】 工事費 国50%、県35%、町15% H13 3,814千円	県道久居美杉線(白山)～三雲 約12km区間の整備 負担率 事業費の均等割 6% 延長割 5.4% 事業費割 11.2% 【負担割合】 工事費 国50%、県35%、町15% H13 2,871千円	県営中勢広域営農団地(グリーンロード)の整備 負担率 事業費の均等割 6% 【負担割合】 工事費 国50%、県35%、村15% H13 1,862千円	・現在の市町村負担割合について各市町村間に差異はなく、受益者負担もない事業であることから、現行制度のまま新市へ引き継ぐ方向で調整する。
—	平等割 10,000円 耕地面積割 10,000円 農道延長割 0円	平等割 10,000円 耕地面積割 10,000円 農道延長割 25,000円	平等割 10,000円 耕地面積割 10,000円 農道延長割 15,000円	